

第5次犬山市総合計画改訂版(案) (11-21 時点)

＜主な修正点＞

◎序論・基本構想について

- 字句の修正等、アップデートを行いました。
- 人口の目標のうち、交流人口は「観光交流人口」のみとし、通勤通学人口の出入の差分による目標は取止めました。
- 土地利用構想ゾーン図は大まかな方向性を示すものとして捉え、図を簡略化し、ゾーニングも大まかな区分けとしました。
- 「土地利用方針見直しのポイント」としてまとめました。

◎基本計画について（新規追加）

- 字句の修正等、アップデートを行いました。
- 人口の見通しを「犬山市人口ビジョン」に基づき修正しました。
- 土地利用計画を修正し「都市・交流拠点エリア」を設定しました。
「市民交流促進エリア」は今後6年間に整備する箇所はないこと、及び都市・交流拠点エリアに含まれる箇所があるため、設定を取止めました。「農地活用促進エリア」は現在の方針に合わせて名称と字句を修正しました。
- 施策の全体像(案)を修正しました（別紙）。

※現時点の案です。レイアウト等は今後調整し変更します。

目次

1 序 論

1 計画の概要

2 第5次犬山市総合計画中間見直しの必要性について

3 まちづくりの主要課題

1 計画の概要

(1) これまでの流れ

これまで犬山市では、「市民憲章」と「総合計画」を市民とまちの共通の理念や目標・方向として掲げ、まちづくりを進めてきました。

“犬山市民憲章”は、輝かしい郷土犬山に誇りと責任を持ち、みんなで力を合わせ、明るく豊かな住みよいまちづくりを進めていくため、昭和 59 年に制定したものであり、犬山市民が取り組むべき共通の『目標』、『生活の規範』としてきました。

また、総合計画はまちづくりの総合的な長期計画として、第 1 次犬山市総合計画(昭和 49 年度～昭和 60 年度)以降、これまで5度にわたって計画を**改定**してきました。

(2) 総合計画の役割とは？

第5次犬山市総合計画は、長期的な市政の方向性を示し、市民と行政が主体的かつ計画的にまちづくりを進めていくために、次の3つの役割を担います。

市の最上位計画であり犬山市政の道しるべとなる“市政の羅針盤”

市で取り組むすべての施策の基本となり、市が目指すまちの将来像を描き、その実現に向けた取組みの方向性を指し示す「羅針盤」とします。

市民の参画と行政との協働による“まちづくりの行動指針”

市民と行政が協働の心を持ち、対話や交流を重ね、お互いへの理解と共感に基づき協力してまちづくりを進めていくための共通目標や取組みの方向性を示す「行動指針」とします。

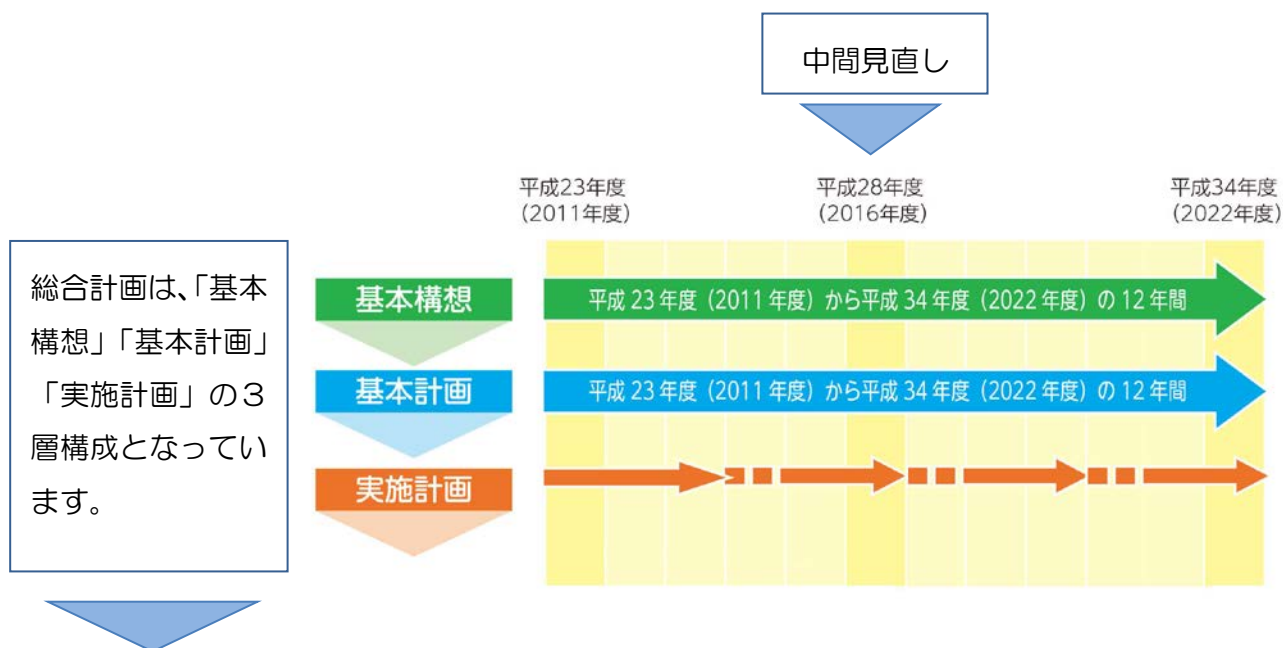
計画的なまちづくりの達成状況を測る“進行管理の基準”

計画の評価・検証など進行管理を行うため、具体的な目標と、その目標の達成度が確認できる指標と数値目標を定めた「進行管理の基準」とします。

(3)計画期間と構成

平成 23 年度～平成 34 年度の 12 年間

※平成 28 年度に中間見直し ⇨平成 29 年度が後期の開始年度となります。



犬山市のまちづくりの基本的な理念と施策の体系を表す根幹部分

基本構想

犬山市がまちづくりを進める上で基軸におく考え方を明示するもので、長期的な展望のもとで目指すまちの将来像を明らかにし、今後の市政運営の指針となるものです。

基本計画

基本構想で掲げたまちの将来像を実現するための具体的な施策の方針や事業内容を定めます。

時代の変化を捉えて一定年度で進捗状況を検証し、必要に応じて見直しを行います。

基本構想・基本計画に基づいた個別事業の計画

実施計画

基本構想、基本計画に基づき、重点的に推進する事業の計画を策定することで、予算編成の指針となるものです。社会経済情勢の変化などにも柔軟に対応するため、指標に基づいた評価をもとに見直しを行います。

2 第5次犬山市総合計画の中間見直しについて

— なぜ総合計画の中間見直しが必要か？ —

平成 23 年度に策定され『第5次犬山市総合計画』の 12 年間の計画期間のうち、半分が経過しようとしています。こうしたなか、以下に挙げるような必要性から、中間見直しを行いました。

中間見直しの必要性

人口の目標を見直す。	①人口減少時代を迎えるなかで人口フレームの見直しが必要 <ul style="list-style-type: none">第5次犬山市総合計画においては計画期間における目指す人口を7万7千人、目標を8万人と設定しています。一方、本市の人口は平成21年をピークに減少局面に転じています。この状況を受け、昨年度策定した「いいね！いぬやま総合戦略」では、今後の市の人口を、(このまま何も手を打たなければ)2060年には現在より約2万4千人減の約5万1千人まで減少するものと予測し、持続可能なまちづくりを進めるため、人口減少を改善し、基本推計値に対し1万人増の6万1千人を堅持するものとしています。今回の見直しの中では、この新たな目標人口を前提とした計画に修正する必要があります。
社会の変化に適應する。	②社会的情勢の変化等による計画の見直しが必要 <ul style="list-style-type: none">まちの賑わいや活力の維持向上、インバウンド需要の取込みも含めた交流人口の拡大、加えて持続可能な都市経営を達成するためのコンパクトシティ及びそれを繋ぐネットワークの実現等、策定以降の社会情勢等の変化に対応し、都市が有する課題解決が必須となっています。
個別施策を時点修正する。	③中間期での計画の進捗状況を踏まえた個別施策の見直しが必要 <ul style="list-style-type: none">計画期間の半分が経過しようとしています。個別施策に記載されている内容が、法令改正等の影響により現状と相違しているものや当初設定した目標指標の数値を既に達成したものなどがあり、見直しが必要です。



中間見直しの方針

中間見直しにあたっては、平成27年度に策定した「いいね！いぬやま総合戦略」の成果も踏まえて、今後6年間で目標を達成するために必要な施策及び事業を見極めた上で、「重点的に行うべきもの」、「新たに追加すべきもの」等を選択し、メリハリのある計画とします。

3 まちづくりの主要課題について

犬山市を取り巻くまちづくりの主要な課題について、策定時（平成22年度）を振り返るとともに、近年における課題もあわせて整理しました。

策定時の主要課題

第5次犬山市総合計画策定時に整理した4つの主要課題（平成22年度）

主要課題1

人口減少・少子高齢社会への対応

- 地域における支え合いの充実
- 高齢者の生活不安の解消
- 安心して子どもを産み育てるための総合的な少子化対策
- 公共交通を中心とした日常生活の移動手段の充実

主要課題2

自主自立へ向けた地域活性化の取組み

- 市民に信頼される開かれた行政の推進（地域主体の推進）
- 持続可能な行財政基盤の確立と自主財源の確保（企業誘致、産業振興など）
- 協働による住民自治の一層の推進

近年における課題

いいね！いぬやま総合戦略における「犬山市の特徴と課題」（平成27年度）

まちの状況

【特徴】

- 「伝統文化」「地域の祭り」「豊かな自然」「城(城下町)」が市民の誇りである
- 「地域のつながり」「人の優しさ」を実感できる

【課題】

- ▼新旧市民の融和が課題
- ▼ひろがりのある観光、地域のブランド力強化が課題
- ▼都市インフラ整備が課題
- ▼魅力・情報の発信が課題

ひとの状況

【特徴】

- 宅地開発と地域人口の増加が相関している
- 30歳代は流入傾向にある

【課題】

- ▼多くみられる20歳代女性の市外への転出、出生数減少への対応が課題
- ▼晩婚化・晩産化の進行への対応が課題

しごとの状況

【特徴】

- 製造業が基幹産業である

【課題】

- ▼非常に厳しい状況にある商業の再生が課題
- ▼市内で買い物をする人の割合向上が課題
- ▼耕作者の高齢化や農地保全の対応が課題
- ▼女性・高齢者・若者が活躍できる支援・仕組みづくりが課題

平成27年度に策定した「いいね！いぬやま総合戦略」は、特に犬山市の抱える喫緊の課題である「人口減少」と「地域経済の縮小」に対応するための取組みであり、その策定時に徹底した議論によりとりまとめた課題と上記主要課題は、第5次犬山市総合計画の策定時の主要課題と関連性、共通性を持っています。

策定当初、犬山市のこれまでの取組みや社会の動向などを踏まえ、人口減少や少子高齢化などの社会経済情勢の変化に対応し、市民の暮らしを守り、市民主体のまちづくりを進めるという視点から特に留意すべき4つのまちづくりの主要課題を整理しました。

**主要課題3
毎日の暮らしにおける安全・安心の確保**

- 自然災害や犯罪、交通事故などに対する市民の生活不安の解消
- 地域医療・緊急医療体制の充実
- 食の安全確保に向けた取組みの充実
- 生活や雇用の不安を解消する仕組みづくり

**主要課題4
心の豊かさや生活の質の重視**

- 様々な交流や活動への参加機会の充実
- コミュニティを基本とした地域社会の活性化
- すべての市民が共生できる地域づくり
- 「学びの学校づくり」を通じた学校教育の一層の充実

市民アンケートの結果からみる市民の課題認識(平成28年度)

重要と考える施策(上位 10)

- ・地域医療や救急医療体制の充実
- ・駅周辺のまちづくり
- ・子育て環境の充実
- ・バスの利便性向上
- ・健全な財政運営
- ・災害に強いまちづくり
- ・福祉の充実
- ・魅力ある商業地づくり
- ・社会保障の充実

近年の社会情勢に対応したまちづくり(上位5)

- ・安全・安心のまち
- ・歩いて暮らせるまち
- ・活気ある商店街や商業施設のあるまち
- ・移動の不自由がないまち
- ・子育て環境が充実したまち

平成28年に行った市民アンケート調査によれば「これまでの第5次犬山市総合計画の施策のなかで重要と思うもの」や「近年の社会情勢の変化に対する市民のまちづくりニーズ」として安全・安心や日常生活における暮らしやすさ、まちの活気、子育てなどが挙げられており、策定時の主要課題と共通性を持っています

「いいね！いぬやま総合戦略」と最新の市民意識調査からみた課題は、**平成22年度の策定時に整理した4つの主要課題と共通しており、4つの主要課題の枠組みは変えず、引き続き課題の解決に向けた取組みを進める必要があります。ただし、近年の社会動向を踏まえ、各主要課題の内容については時点修正を行います。**

平成22年度策定時の課題をもとに、平成27年度の「いいね！いぬやま総合戦略」策定時の検討の成果と平成28年度に実施した市民意識調査の結果を加味し、さらには近年の社会動向を踏まえて整理した犬山市の課題は以下のとおりです。

主要課題1 人口減少・少子高齢社会への対応

地域における支え合いの充実

- 子どもからお年寄りまでが、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、子育て支援や高齢者福祉サービスなど、地域での支え合いを基本とした仕組みの充実が求められています。

高齢者の生活不安の解消

- 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、見守り体制の強化など高齢者の生活不安を解消する取組みを充実する必要があります。

安心して子どもを産み育てるための総合的な少子化対策

- 人口全体が減少傾向にあるなか、特に20歳代の女性の転出が多く、子どもの生まれる数も減少しています。また、全国と同様に本市においても未婚率が高まり、晩婚化・晩産化が進行しています。

まちの持続的な発展や地域活力を維持するため、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりや地域の子育て支援体制の充実など、総合的な少子化対策を講じていく必要があります。

公共交通を中心とした日常生活の移動手段の充実

- 子どもや高齢者など、車を使わない人も日常生活を不便なく過ごすことができるように、コミュニティバスなど公共交通を中心とした日常生活の移動手段を充実するとともに、**鉄道**の各駅周辺や**各地域の集落**などにおいて生活利便機能の充実を図り、歩いて暮らせるまちづくりの実現が求められています。

主要課題2 自主自立に向けた地域活性化への取り組み

まちの魅力と活力の向上

- 市内で買い物をする人の割合が極端に低下し、買い物や飲食のできる商業施設の充実を望む声が多くあります。また、本市の基幹産業である製造業を中心に、企業誘致を始めとした産業振興を進め、まちの活力を高めていく必要があります。

市民に信頼される開かれた行政の推進

- 「地方分権」が進展し、地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」を実現するため、開かれた行政として、市民目線に立ち、透明性が高く、市民に信頼される行政であることが今後一層求められています。

行財政基盤の確立

- 市民本位の実効性の高い施策を展開するため、継続して行財政改革に取り組み、持続可能な行財政基盤を確立していく必要があります。

協働による住民自治の一層の推進

- 地域の自立を推進するためには、市民の市政への参画、市民と行政との協働によるまちづくりが不可欠です。市民一人ひとりのまちづくりへの意識をさらに高め、まちを支える担い手となり、市民・地域・議会・行政が協働のパートナーとして連携した住民自治の一層の推進が求められています。

主要課題3 毎日の暮らしにおける安全・安心の確保

災害に備えたまちづくり

- 東日本大震災や熊本地震などを教訓として、大規模な災害に備えたまちづくりが必要です。都市基盤の強化や災害時の備蓄・情報伝達手段の充実、被災地に物資を搬入するための拠点整備、災害時に行政機能を維持し、業務継続が可能となる体制の構築、自主防災活動の推進など、防災体制を整えるための取り組みが求められています。

市民の生活不安の解消

- 地域の安全に関する主体的活動を支援し、交通事故や犯罪など市民の安全・安心な暮らしを脅かす生活不安を解消していく必要があります。

地域医療・緊急医療体制の充実

- 平成 28 年 6 月に実施した市民意識調査では、地域医療や緊急医療体制の充実を求める声が非常に多くありました。今後は、身近な地域での安心した暮らしを支えるため、保健・医療・福祉などの横断的な体制づくりの推進が求められています。

食の安全確保と里山の環境保全に向けた取組みの充実

- 市民の食の安全への関心や要請が高まっている一方で、市内農地の耕作面積は減少が続き、有効に活用されているとはいえないため、地産地消や食育などと連携した農業

振興を図り、食の安全確保に向けた取組みの充実が求められています。また、**食材や木材など自然資源の供給元となる里山の環境**を保全し、都市と自然が共存する持続可能なまちづくりを進める必要があります。

生活や雇用の不安を解消する仕組みづくり

- 景気の変動や雇用体系の変化などによる不安定な就業や経済格差の拡大などが問題となっており、関係機関などと連携した雇用機会の拡大や各種社会保障制度の適正な運用などにより、毎日の生活や雇用への不安を解消する仕組みづくりが**求められています**。

主要課題4 心の豊かさや生活の質の重視

様々な交流や活動への参加機会の充実

- 個人の価値観の多様化や心の豊かさを重視する傾向が強まるなか、すべての市民がいつまでも健康で、心のゆとりや生きがいを実感して暮らせるよう、スポーツ・健康・文化・生涯学習など様々な交流や活動に参加できる機会の充実が求められています。

経済の活性化と定住人口増へつなげる交流の促進

- 人口が減少していくなか、交流人口の拡大によりまちの活力を維持・向上していく施策が求められています。また、豊かな自然や歴史文化、地域の祭りなど固有の資源を活かしてまちの魅力を効果的に発信することにより、市外の人々の来訪を増やし、**まちに愛着を感じてもらい**、定住人口の増加へとつなげる**必要があります**。

地域に応じた多様な活動の推進

- まちづくりは、そこに住む人たちの手によって、地域ごとの特性を活かしながら進めていく必要があります。町内会、コミュニティ、自治会、学校、事業所、子供会など、様々な団体が地域課題の解決のために一丸となって取り組むことが、郷土を深く愛する気持ちを高め、さらに魅力ある地域づくりにつながるものと考えます。こうした活動の中で、地域を支える人材が育つような**取組み**を市民と行政が一緒になって進める必要があります。

すべての市民が共生できる地域づくり

- 家庭や地域での交流や多文化共生の重要性が高まるなか、世代や性別、国籍などを問

わすすべての市民が地域社会の一員として、お互いを尊重し、理解し合って暮らすことのできる、多様性のある地域づくりが求められています。

「学びの学校づくり」を通した学校教育の一層の充実

- 次代を担う豊かな人間性や創造力をもった人材を育成するためには、家庭・地域・学校が支え合い、自ら学ぶ力の育成を柱とする「学びの学校づくり」を通した学校教育の一層の充実を図る必要があります。

ICTを活用した生活の質の向上

- 超高齢社会のなかで日常の生活の助けとなったり、多様な人々の交流を促進するために、先端的な情報通信・コミュニケーション技術を活用していくことが求められています。

2 基本構想

- 1 まちづくりの考え方**
- 2 まちの将来像**
- 3 まちづくり宣言**
- 4 まちづくりの達成指標**

1 まちづくりの考え方

まちの活力は、これまでに培われた歴史、文化、自然など地域固有の資源をはじめ、そこに息づく人の活力により生み出されます。

自治体を取り巻く社会動向は大きく変化しており、本市においてもまちづくりの担い手としての市民の役割は、今後ますます大きくなっていきます。

第5次犬山市総合計画では、将来に向けて、市民の暮らしを大切に守り、さらなるまちの活力を創造し、満足度の高い魅力あるまちの実現を目指すため、「個人」、「地域」、「市全体」の視点からまちづくりの基本となる3つの考え方を定めます。これは、計画期間の終期まで変わることのない、本市の「まちづくりの考え方」です。

○暮らしの「ゆとり」をはぐくむまちづくり

市民の暮らしを守り、生活の豊かさの向上を目指し、元気で自立した「健康市民づくり」と市民がお互いに尊重し合い、支え合う「地域づくり」を通して、将来にわたって、誰もが安全・安心を実感しながら、心豊かにいきいきと“ゆとり”ある暮らしを実現することができるまちづくりを進めます。

○地域の「つながり」をはぐくむまちづくり

まちづくりの主役は市民であり、一人ひとりが、地域への参画や行政との協働を通して、いきいきと活動し、まちづくりの様々な場面で活躍することが重要です。市民が主体的に行動し、家族や友人、地域の人たちとふれあい、つながりを深め、お互いに協力し、支え合うことができるまちづくりを進めます。

○郷土への「愛着」をはぐくむまちづくり

歴史、文化、自然、観光など豊かな資源を市民一人ひとりが郷土の誇りとして大切に守り育て、まちへの愛着が深まるまちづくりを進めます。また、まちの魅力を広く発信し、より多くの方に足を運んでもらい、もてなしの心で多くの方とふれあい、交流することで、市外から訪れる人々にも、親しみを感じてもらえることができるまちづくりを進めます。

2 まちの将来像

(1) 目指すまちの姿

まちづくりの考え方に示す「暮らしの“ゆとり”」「地域の“つながり”」「郷土への“愛着”」を大切にはぐくむことで、犬山で生まれ育った人も、犬山に移り住んだ人も、子どもからお年寄りまで市民の誰もが、市民同士のふれあいや地域とのかかわりを通して、日々の暮らしの中で幸せを実感することができるまちづくりを進めることが重要です。

市民一人ひとりが、犬山に「住んでよかった」「これからも住み続けたい」と思えるまちであるとともに、市外の人にも犬山の魅力が広く認知され、「行ってみたい」「住んでみたい」と思われるまちとなるよう、目指すまちの姿を『人が輝き 地域と生きる“わ”のまち 犬山』とします。

『人が輝き 地域と生きる “わ”のまち 犬山』

○「人が輝き」

市民一人ひとりが、健康で生きがいを持って、ゆとりある快適な暮らしを送っている姿を表しています。

○「地域と生きる」

市民同士のふれあいや支えあいの気運が定着し、地域資源を活かした活発な地域活動が展開されている姿を表しています。

○「“わ”のまち」

市民同士のつながり(共生)、市民と行政のつながり(協働)、市民と来訪者のつながり(交流)など、心のつながりを大切にして、歴史・文化・自然などのまちの個性と都市の活力を兼ね備えた(調和)、魅力あるまちをつくり、次世代につないでいくこと(継承)を表しています。

(2)人口の目標

平成 27 年度に策定した「犬山市人口ビジョン」を踏まえて、総合計画における人口の目標を以下のように定めます。

①居住人口

●人口ビジョンにおける長期的な人口の見通しと目標

将来の人口を推計すると(基本推計値※)、このまま何も手を打たなければ、2060 年(約 45 年後)の人口は約 51,000 人と予測されています。これは、平成 28 年 4 月時点の約 75,000 人から約 24,000 人減少することになります。

これを総合計画の期間に当てはめると、最終年(平成 34 年度)には、2,300 人減の 72,700 人と推計されます。

こうした長期的な見通しに対し、持続可能なまちづくりを進めるため、人口減少の改善が必要との考えから、2060 年の時点で、犬山市は基本推計値に対し約 10,000 人増の 61,000 人の堅持に取組みます。

※国勢調査値による国立社会保障人口問題研究所の推計を基に、移動率をより直近の値に置き換えて求めた推計値

●総合計画最終年次における居住人口の目標を73,400人とします

上記、2060 年における“61,000 人堅持”という長期目標を見据え、本計画期間の最終年度である 2022 年(平成 34 年)における目標人口は、推計値では 72,700 人となるところを、700 人増の 73,400 人とします。

●目標人口の達成のために必要なこと

人口の減少に歯止めをかけるには、さまざまな施策を総合的に継続して取り組む必要があります。目標人口の達成のためには、次のことが重要と考えます。

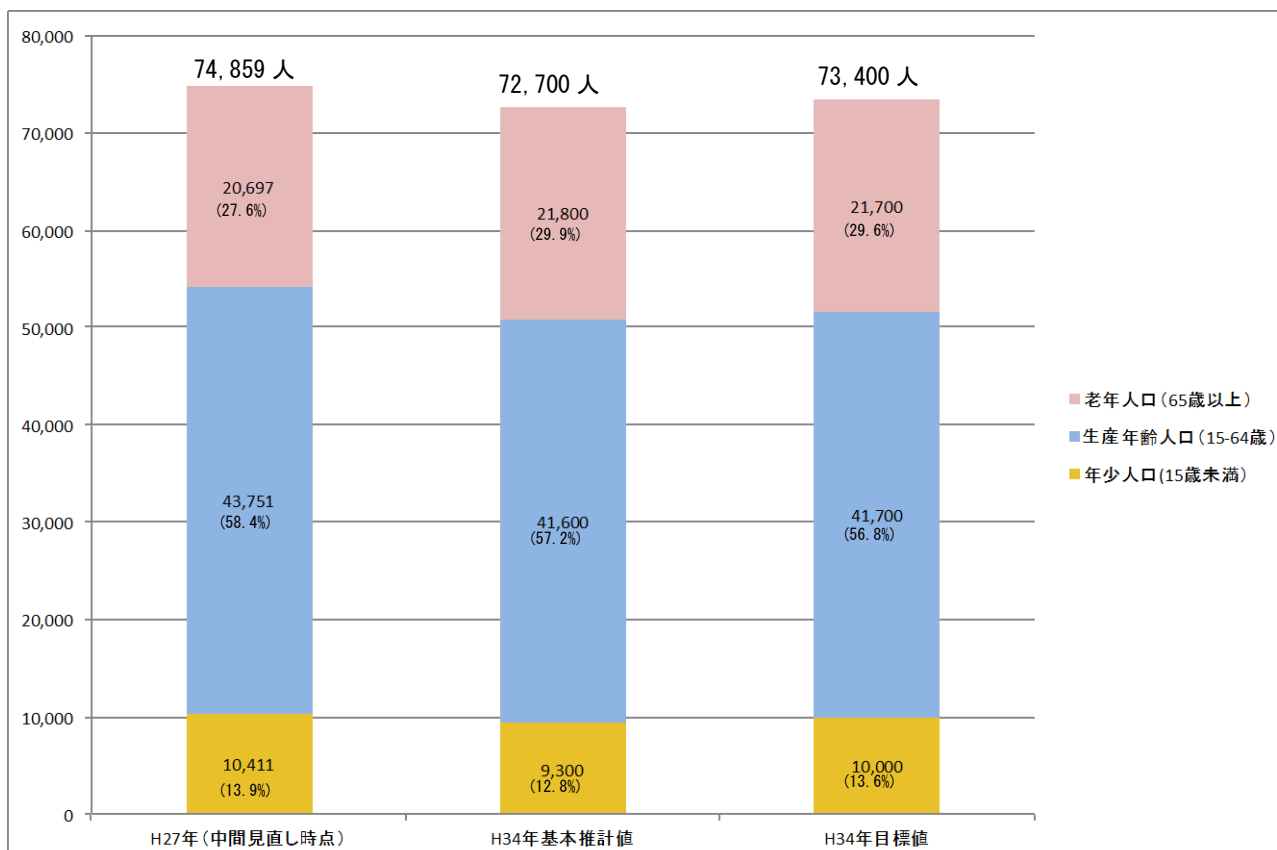
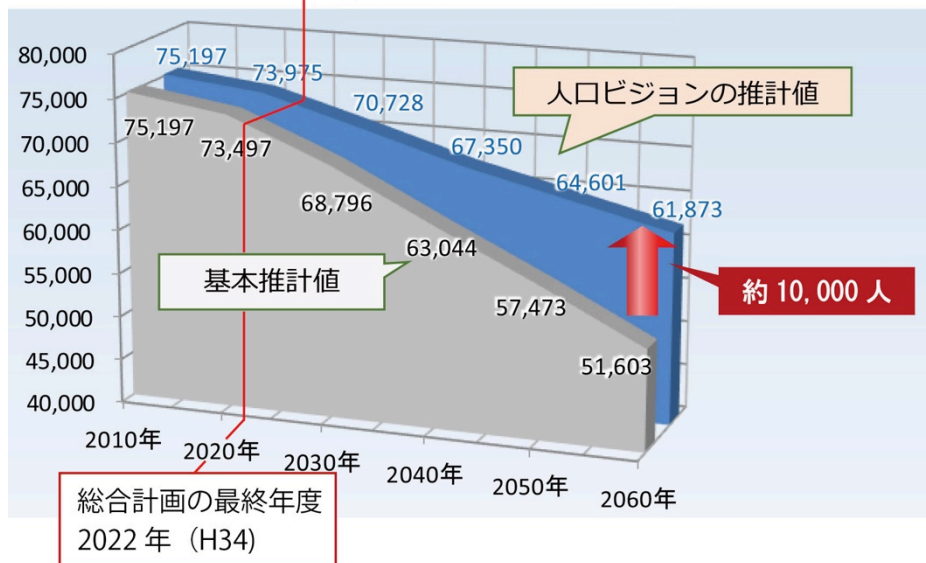
出生率の向上

若い世代の婚姻率を高めること、及び市民の出産・子育ての希望を叶えることが必要です。

移動率の改善

若年世帯の市外への転出を抑えつつ、転入増を促進するために、居住地として選ばれるような魅力を高めることが必要です。

人口ビジョンの推計値 73,400 人を目標人口とします。
 (基本推計値 72,700 人に対し 700 人増)



②交流人口

●犬山を訪れる人を増やし、さまざまな人々の交流を地域の活力に

目標年次には、平成 21 年のピーク時の人口と比べると約 2,500 人の人口が減少することになりますが、一方で、近年、犬山市を訪れる観光客数は増加を続けています。

インバウンドを含む観光や通勤・通学などによる昼間人口、短期居住など広い意味での交流人口増加は、消費による地域経済の活性化につながり、地域の賑わいを取り戻すために大きな役割が期待できます。

●観光交流人口 600 万人を目標とします

犬山城をはじめ、民間観光・レジャー施設を数多く有し、県内でも有数の観光都市である本市では、近年は、観光集客の中心となる城下町地区のまちづくりが進み、鉄道事業者との連携などにより、かつての減少傾向から増加傾向に転じ、平成 27 年には年間 565 万人にのぼっています。

今後は、まちの魅力発信を促進するとともに、城下町を訪れる観光客を市内各所に存在する地域資源へと誘導することにより、来訪者の増加を見込み、平成 34 年(2022 年)における観光交流人口の目標を、策定当初の目標である 600 万人と設定します。

(3) 将来の都市の構造(土地利用の骨格)

土地は、市の貴重な財産であり、市民生活や産業活動の基盤です。土地利用は、将来のまちの形成に大きな影響をもつため、地域特性や都市基盤の整備状況、社会経済動向などを踏まえ、計画的な土地利用を図ります。

1 現況と基本方針

本市は、国宝犬山城などの歴史的資産と木曾川・東部丘陵地や里山などの水と緑の豊かな自然環境に恵まれ、**それらが特徴的な景観を形作っています。**

城下町地区や駅周辺、主要道路沿線には市街地が形成され、地域の特性に合わせ住宅地、工業地、農地などがバランス良く配置されています。

将来に向けては、これまで守り、育ててきた歴史資産や自然環境を保全するとともに、社会資本ストックを活かしたより良好な都市環境の形成を促進します。

また、市民の暮らしを支え、生活の豊かさの向上を図るため、公共交通や自動車の交通利便性の高い地区を中心に、まちに活力をもたらす“人”や“産業”の集積を促す新たな整備を、長期的な視野に立ち計画的に進めていきます。

特に、少子高齢化が進み、地球環境への配慮もさらに必要となる将来においては、これまでの自動車利用を前提とした暮らし方から、日常生活で過度に自動車に依存せずに暮らしていける都市の構造へと転換していく必要があります。こうしたことから、公共交通を活用しながら市民の日常の暮らしを支える機能の集積を高めていきます。

2 全体構想

「1 現況と基本方針」を踏まえ、豊かな自然を保全しつつ市街地の秩序ある整備を進めていくため、市全体を3つのゾーン(生活交流ゾーン、水と緑の保全・活用ゾーン、自然共生ゾーン)に区分し、各ゾーンの特性を活かした土地利用を進めていくとともに、将来にわたって、まちにさらなる豊かさをもたらす源として**「豊かさ向上軸」**を設定します。

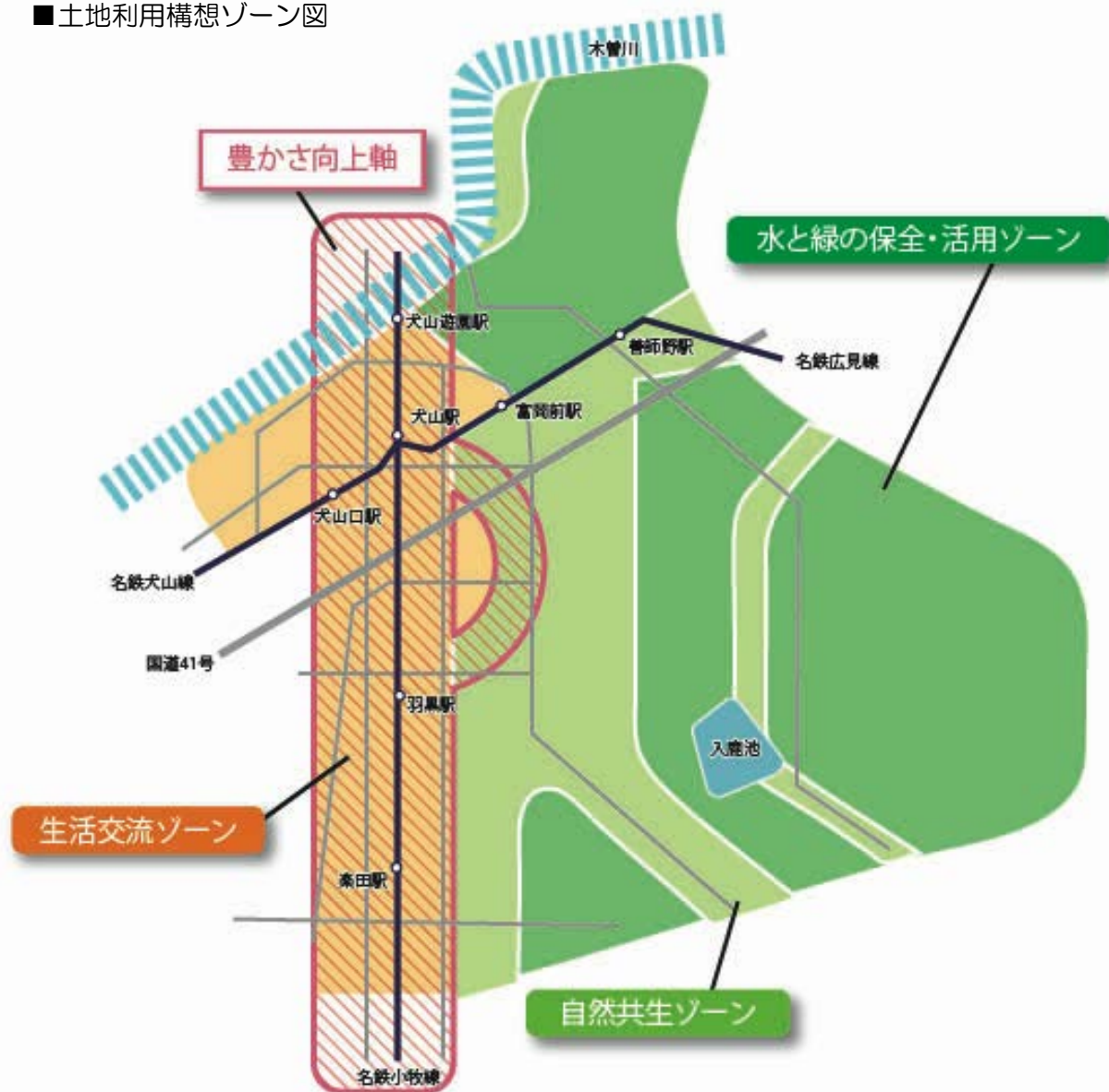
区分	特徴	ゾーンの現況	土地利用の方針
生活交流ゾーン	市街地を形成する平坦地	城下町地区、駅周辺や主要道路沿線の商業エリア、都市基盤整備が進んだ住宅地エリア、工業団地などの工業エリアがバランスよく位置する市西部の市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内の一団のまとまった都市的・未利用地の活用や、市街地での都市基盤の整備を優先的に行い、市民がより安全・快適に生活できる良好な住環境づくりを進めます。 市内外から新たな定住を促進するための環境整備による市街地の充実とバスや駅などの公共交通及び主要道路沿いを中心とした新たな土地利用の促進による市街地の拡大を図ります。
水と緑の保全・活用ゾーン	豊かな自然に恵まれた丘陵地	豊かな緑であふれる丘陵地帯や、名勝木曽川や入鹿池など 潤いある水辺空間を有する市東部の自然ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 健全な生態系が持続できるよう、新たな開発を避け、自然環境の保全に努めます。 既存の資源を活かした、人と自然がふれあい、さまざまな人々が交流できる空間としての活用を図ります。 住民のコミュニティを維持するため、日常生活を支える機能が集積し、住民の集いの場となる拠点を主要な集落において形成します。
自然共生ゾーン	平坦地と丘陵地の中間に位置する農地・里山・住宅地	優良な農地や農業用ため池、里山に囲まれ安らぎとゆとり ある空間に既存集落や大規模な住宅団地が配置され、生活交流ゾーンと水と緑の保全・活用ゾーンの中間に位置する“自然”と“人”とが共生するゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 優良な一団の田園地域や里山環境の保全に努め、“自然・農業”と“人”とが共生する環境の維持を前提とします。 その一方で、この環境を著しく損うことのないよう、産業用地などの新たな土地利用を図ります。 里山に近接する既存の集落では、自然と調和した生活環境の充実を図るとともに、住民のコミュニティを維持するため、日常生活を支える機能が集積し、住民の集いの場となる拠点を、主要な集落、団地の中心部等において形成します。

豊かさ向上軸の形成

少子高齢化による社会構造の変化が進展するなか、まちの活力や市民の生活と心の豊かさの維持のため、3つのゾーン(生活交流ゾーン、水と緑の保全・活用ゾーン、自然共生ゾーン)の特性を活かし、既存の社会資本ストックなどを活用した、効率的なまちづくりや持続可能なまちの発展に向けた土地利用が求められています。

こうしたことから、さらなる豊かさをもたらす源を形成するため、人やものの交流空間であり、まちと市民に安全・安心をもたらす、新たな経済活動や生活文化活動を創造する上で大いなる可能性をもつ、鉄道をはじめとする公共交通と主要道路に沿った周辺部を「豊かさ向上軸」として設定します。

■土地利用構想ゾーン図



土地利用方針の見直しのポイント

■新たな交流拠点の形成を目指します

本市の人口は平成 21 年をピークに減少局面に入りました。人口減少は地域経済にも影響を及ぼし、地域全体の活力低下が懸念されます。

こうした「人口減少」や「地域経済縮小」という課題に対し、今後は、市内外における交流人口の増加による市域全体の賑わい創出を目指し、将来にわたって活気に溢れ、魅力あるまちであり続けられるよう、犬山駅周辺に加えて、新たな都市の拠点を形成する必要があると考えています。

橋爪・五郎丸地区及びその周辺は、バスなどの公共交通の利便性が高く、国道 41 号線をはじめとした市内・市外各地を結ぶ幹線道路の要所であり、自動車交通の利便性にも優れた立地条件を備えています。加えて、病院や文化施設など、市民にとって重要な公共施設が立地している地域でもあり、都市的な土地利用への転換を、まとまった広がりでも検討できる立地条件を有していることから、当地区及び周辺において、便利で暮らしやすい市民生活を支える機能や、市内外の人々が、生き生きと交流できる機能を備えた、新たな拠点の形成を目指します。また、公共交通の更なる充実により、都市としての利便性をさらに高めるため、駅設置の可能性を検討します。

3 まちづくり宣言

人が輝き 地域と生きる “わ”のまち 犬山

今後6年間に

重点的に取り組むべきこと

重点施策 1

産業の活性化

タイトル検討中

10のまちづくり宣言

宣言4 まちのにぎわいと活力を もたらす産業を盛り上げます！

新たな工業用地の確保や企業の誘致を通じた工業振興や多くの来訪者でにぎわいをもたらす観光産業を一層推進するほか、商業、農業も含めた新たな担い手の育成や既存事業者の活性化を進め、まちを支え、さらなる活力をもたらす産業の確立を目指します。

宣言8 快適な暮らしを支える 都市基盤を整えます！

生活の基盤でありまちづくりの基本的な要素である道路や上下水道などの計画的な整備による機能充実と、良質な住環境の確保に向けた住宅施策の展開や公共交通の充実を図るなど、快適な生活空間の実現に向けた環境整備を進めます。

宣言1 健康市民であふれるまちをつ くれます！

心も体も健康を保ち、日々の暮らしをいきいきと生きがいをもって送れるよう、市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、人との交流など様々な活動を通して、自ら進んで健康づくりに取り組むことができる環境を整えます。

宣言5 誰もが安心して暮らせる まちをつくれます！

次代を担う子どもを生み育てやすく、また、子どもが健やかに成長でき、高齢者や障害者が生活の不安を感じることがないように、地域での支え合いを通じて、誰もがいつまでも安心して暮らせる環境を整えます。

宣言9 豊かな心と生きる力を はぐくむ教育を実現します！

地域、家庭、学校の連携を深め、特色ある学校教育を推進し、地域社会から国際社会まで幅広い舞台で活躍できる人材を育成するとともに、生涯学習やスポーツ活動などを通じて、市民の豊かな心と生きる力を育みます。

まちの将来像を実現するための市民と行政との協働によるまちづくりの取り組みを一層推進していくため、計画策定当初に市民と行政が共有する10の“まちづくり宣言”を定めています。計画の後半となる今後6年間は、計画期間の前半を振り返り、近年におけるまちづくりの課題も踏まえた上で、重点的に取り組むべき施策も盛り込みながら、この宣言に基づき市民と行政が協働で継続的にまちづくりを進めていきます。

重点施策2

活躍の場づくり(学びと遊びのまち)

タイトル検討中

重点施策3

定住促進

タイトル検討中

宣言2 自主財源の確保に向けた 行財政運営を進めます！

事業の選択と集中、事業手法の改善など行政運営の効率化やコスト削減などの行政改革を進めるとともに、自主財源の確保を図り、健全で安定した財政基盤を確立することにより、地域の自立を図り、将来にわたって市民が暮らしやすい安定した自治体をつくります。

宣言3 市民と行政が一体となり まちづくりに取り組みます！

市民の発意と工夫による小学校区単位を基本としたコミュニティ活動や市民が主体となった交流や活動を推進し、性別や年齢、国籍などの枠にとらわれない市民の市政への参画、市民と行政の協働によるまちづくりを積極的に進めます。

宣言6 災害や犯罪などに対する 地域の安全性を高めます！

コミュニティ活動など地域が一体となった取り組みを推進するとともに、自然災害や犯罪、交通事故など市民生活を脅かす不安の解消を図るため、都市環境を整備、充実し、周辺市町との広域的な連携も図りながら、消防や救急、救助、医療などの安全体制を強化します。

宣言7 環境と調和したまちをつくりま す！

市民一人ひとりが自然とふれあうことでその大切さを認識し、豊かな緑や水辺環境、希少な動植物を大切に守っていくとともに、ごみの減量化や資源のリサイクルを進めるなど、環境への意識を高め、地球にやさしい取り組みを進めます。

宣言10 誰もが愛着のもてる まちをつくります！

歴史や伝統文化、自然などの郷土の資源を大切に守り育て、後世に継承していくことで、子どもからお年寄りまで、市民一人ひとりがまちへの誇りと愛着を持ちつづけるとともに、市外在住の方にも魅力を伝えることのできるまちを創造します。

4 まちづくりの達成指標

まちの将来像が実現された姿を示すものとして、まちづくりの基本となる「住みよさ指標」と3つのまちづくりの考え方に対応した「まちづくり指標」を設定します。

●住みよさ指標

今後も犬山市に住み続けたいと考える市民:90%

平成 22 年度の市民意識調査では、67.7%の市民が今後も犬山市内に住み続けたいと回答していましたが、平成 28 年度の調査では 86.0%まで大きく上昇しています。

引き続き、まちの将来像に基づく魅力あるまちづくりを進めることにより、市民がいつまでも住み続けたいと思えるまちを実現し、平成 34 年度(2022 年度)には、「今後も犬山市に住み続けたい」と考える市民が 90%になることを目標とします。

●まちづくり指標

犬山市は安全・安心を実感して心豊かに暮らせるまちだと思ふ市民:80%

平成 22 年度の市民意識調査では、57.2%の市民が犬山市は安全・安心を実感して心豊かに暮らせるまちだと思ふと回答していましたが、平成 28 年度の調査では 75.9%に増加しています。

各地で大規模な地震や水害が発生し、災害に対する不安が高まっている昨今にあっても、将来において誰もが安全・安心を実感し、心豊かに暮らすことができる、いきいきとした地域社会を実現できるまちづくりを進め、平成 34 年度(2022 年度)には、「安全・安心を実感して心豊かに暮らせるまちだと思ふ」市民が 80%になることを目標とします。

地域でのつながり・支え合いを大切にしている市民:85%

平成 22 年度の市民意識調査では、75.0%の市民が地域でのつながり・支え合いを大切にしていると回答していましたが、平成 28 年度の調査では 81.0%に増加しています。

今後も市民活動や地域での活動などへの支援を通して、市民生活のあらゆる場面で多様な「つながり」や「ふれあい」が生まれ、発揮されるまちづくりを進め、平成 34 年度(2022 年度)には「地域でのつながり・支え合いを大切にしている」市民が 85%になることを目標とします。

犬山のまちに愛着を感じている市民:90%

平成 22 年度の市民意識調査では、78.0%の市民が犬山のまちに愛着を感じていると回答していましたが、平成 28 年度の調査では 82.5%に増加しています。

犬山市固有の魅力をさらに多くの市民が認識し、まちに愛着を感じることができるまちづくりを進め、平成 34 年度(2022 年度)には、「犬山のまちに愛着を感じている」市民が 90%になることを目標とします。

3 基本計画

- 1 基本フレーム
- 2 施策の全体像
- 3 重点施策
- 4 まちづくり宣言別の取組方針
- 5 まちづくり宣言別計画

1 基本フレーム

(1) 基本計画の期間

改訂に伴う基本計画の計画期間は、平成 29 年度（2017 年度）を初年度とし、平成 34 年度（2022 年度）までの 6 年間とします。

(2) 人口の見通し

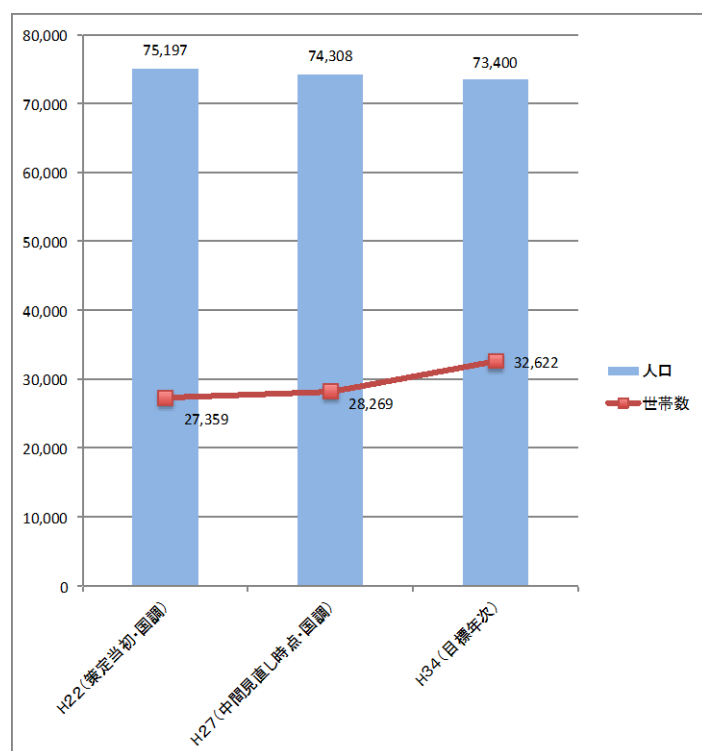
① 総人口・世帯数

本市の人口は、大規模な住宅団地の造成などにより、近年まで増加を続けてきましたが、平成 21 年をピークに減少傾向に転じており、2060 年には 51,000 人まで減少するものと推計されています。

本市では、将来にわたって市民の暮らしを守り、互いに支え合うまちの実現のため、計画的な土地利用のほか、子育て、福祉、雇用などの若い世代を意識した人口増加・定住促進策を総合的・積極的に展開することで、平成 34 年（2022 年）の人口目標を、推計値 72,700 人に対し、73,400 人とします。

世帯数は、今後も出生数の減少が進み、単身世帯や夫婦世帯の増加など世帯の小規模化が進むことが見込まれ、平成 34 年（2022 年）には、1 世帯あたりの人数は 2.25 人／世帯となり、世帯数は平成 27 年の約 28,300 世帯からおおむね 32,600 世帯にまで増加すると見込まれます。

人口・世帯数の見通し



H22,27 年数値は国勢調査による

②年齢別人口

本市の年齢3区分別人口は、平成27年の住民基本台帳によると、年少人口（0～14歳）が10,029人（総人口に対する構成比13.4%）、生産年齢人口（15～64歳）が44,363人（59.3%）、老年人口（65歳以上）が20,419人（27.3%）となっています。

今後は、出生数の減少や団塊の世代の加齢などにより、目標年度である平成34年（2022年）には、少子高齢化が現在よりも一層進むことが予測され、推計値では年少人口が9,300人（12.8%）、生産年齢人口が41,600人（57.2%）、老年人口が21,800人（30.0%）とされていますが、快適な住環境の整備や、子どもを産み・育てやすい環境づくりなどを展開することにより、特に子育て世代の転入・定住化による定住人口の増加を見込み、年少人口が10,000人（13.6%）、生産年齢人口が41,700人（56.8%）、老年人口が21,700人（29.6%）となることを目標とします。

(3) 土地利用計画

市民の暮らしを大切に守り、まちの活力を創造し、満足度の高い魅力あるまちの実現を**目指し**『人が輝き 地域と生きる “わ” のまち 犬山』にふさわしい都市機能の充実とまちの魅力創造を実現するため、土地利用の基本的な考え方を以下のように整理します。

- 社会資本ストックを有効に活用し、地域の特性に合わせた利便性の高い生活環境を整えます。
特に鉄道、バスなど公共交通のさらなる利活用を図ります。
- 市街化区域内の低・未利用地は、良好な住環境として新たな活用を促進します。
- 市街化調整区域内の優良農地や自然環境の保全に努めます。
- 市内外の人たちが交流を育むことのできる環境づくりを進めます。
- 地区ごとに住民の日常生活の利便性を支え、交流の拠点となり得るエリアを位置付けます。**
- 周辺環境と調和した経済活動の場を誘導します。

この考え方のもと、基本構想における3つのゾーン特性を踏まえ、バランスのとれた機能的で良好な土地利用を進めるため、豊かさ向上軸を設定します。

また、豊かさ向上軸を中心に**4**つのエリアを設定し、新たな施設整備や高度利用を促進するなど、重点的な土地活用を計画的に進めます。

土地の用途を変更する場合においては、従前からの周辺環境や地域特性との調和に努め、長期的な視野に立ち計画的な取組みを進めます。

①都市・交流拠点エリア

名鉄犬山駅を中心とした駅周辺地区や主要道路沿道においては、市庁舎や鉄道駅、警察署などの公共施設が集積している特性を活かし、本市の拠点として良質な市街地の整備と土地の高度利用を図ります。商業機能などの都市機能の充実を図り、地域のにぎわいと活力をもたらす整備を促進し、本市の玄関口としてふさわしいまちづくりを進めます。

また、橋爪・五郎丸地区においては、バスなどの公共交通や国道41号線を始めとする自動車交通の利便性に優れているとともに、病院や文化施設などが立地していることなどから、都市的な土地利用への転換をまとまった広がりで見守ることができる土地利用条件を有しています。このため、市民の活力や産業の活性化に繋がる新たな交流の拠点形成を図ります。

②まちづくり拠点エリア

歴史・文化と自然が共存している地域特性を活かし、エリア内の住民が快適に生活しながらも、より多くの来訪者でにぎわう拠点とするため、犬山城や城下町、木曾川などの地域資源を有効に活用したまちづくりを進め、人が行き来する活気ある空間や風光明媚な環境を活かした憩いの空間としての土地利用を進めます。

③産業集積誘導エリア

自立した財政基盤を築き、将来にわたって安定した市民サービスを提供するため、工業系の用途を中心とした産業集積に向けた用地（新規・拡張）の確保と新たな企業誘致や市内企業の事業拡張などによる産業活性化を図ります。

④環境保全・活用エリア

荒廃農地の再生及び自然公園としての価値の向上を図りつつ、時勢やニーズに合わせた多面的な活用方策も視野に入れながら、地域特性に合わせた土地利用を支援します。

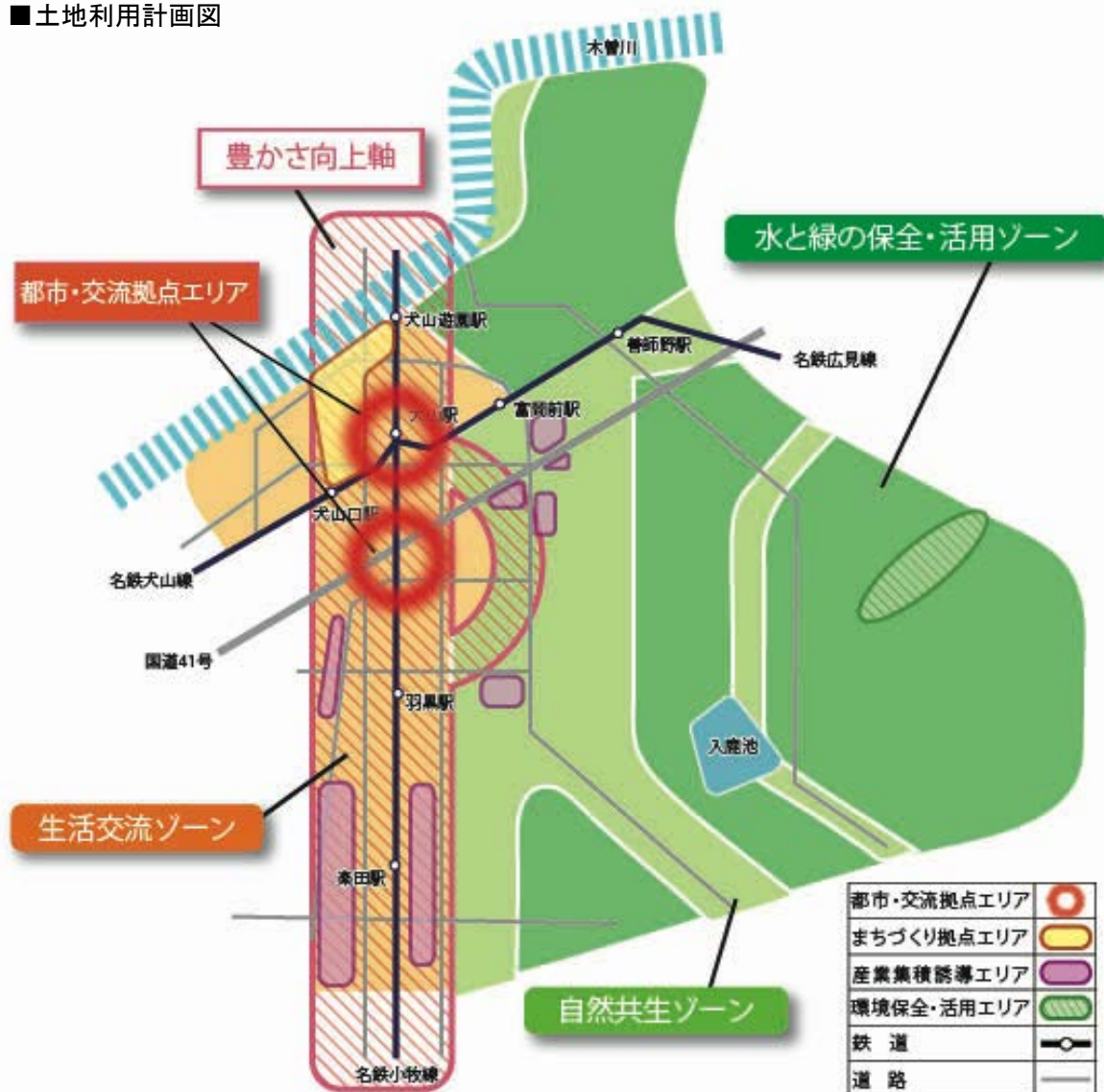
【豊かさ向上軸の形成】

将来に向けて、まちと市民にさらなる豊かさをもたらす源を形成するため、**鉄道駅やバスなどの公共交通や主要道路に沿った周辺部を「豊かさ向上軸」として設定**します。

豊かさ向上軸では、**公共交通の活用とともに**重点的に道路整備を進め、まちとまちのつながりを強め、人やものの交流を促進します。

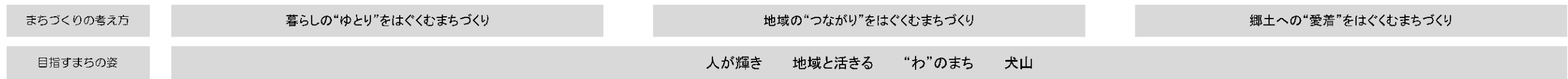
また、**駅周辺や主要な道路の周辺地域**においては、関係者との調整を図りながら「人が働く場（産業用地）」「人が暮らす場（住宅用地）」「人が集い交流する場（商業・交流施設用地）」を誘導するなど、民間の活力も導入しながら、まちと市民にあらたな豊かさをもたらす源や賑わいのある市街地を形成します。**特に犬山駅周辺では市全体の中心となる拠点機能、橋爪・五郎丸地区周辺においては、交流機能や市民生活の利便性を高める新たな都市・交流拠点機能の形成を目指**します。

■土地利用計画図



2 施策の全体像 ※資料3-1参照

まちの将来像を実現するために、10のまちづくり宣言と今後6年間の重点施策に対応した、37の基本施策とを掲げ、施策を総合的かつ計画的に推進します。



今後6年間の
重点施策(案)

重点施策1 産業の活性化

- 新たな交流拠点の形成(駅設置の可能性検討ほか公共交通の充実)
- 魅力ある商業地の整備
- 地産地消を促進し犬山の特性を活かした施設誘致
- 商業集積ラインの設定(買い物利便性向上)
- 企業誘致(工業団地の整備、雇用環境の向上)
- 時代に合った農業の展開と活性化(農の新たな担い手育成)
- インバウンドに対応する体制の充実(施設のネットワーク化等)

重点施策2 活躍の場づくり(学びと遊びのまち)

- 起業支援(地域課題を解決するための活動支援)
- 感性を育む学びの場づくり(授業改善・犬山の特性を活かした学びのまち実現)
- 「犬山で何かをしたい、人を応援(市民活動支援)
- まちづくりの担い手育成(若者・女性・シニア)(市民活動支援)
- 人材バンク(アーティストバンクなど)制度の運用と「人・モノ」のマッチング支援(豊富な地域資源(人・モノ)の活用)

重点施策3 定住促進

- 既存ストック(空き家、空き地、遊休農地、公共施設等)の活用
- 地域ごとの生活拠点の形成(既存施設の多機能化など)
- 交通体系の充実(バス等公共交通の利便性向上)
- 子育て支援の充実(子どもを持つ喜びを)
- 多様な住まい方の実現(町屋、優良田圃住宅等、空き家活用)
- 効果的な情報発信(見せ方伝え方の工夫)
- 災害に強いまちづくり(防災力の強化)

宣言1	宣言2	宣言3	宣言4	宣言5	宣言6	宣言7	宣言8	宣言9	宣言10
健康市民であふれるまちをつくりま す!	自主財源の確保に向けた行政運営を 進めます!	市民と行政が一体となりまちづくりに取 組めます!	まちににぎわいと活力をもたらす産業を 盛り上げます!	誰もが安心して暮らせるまちをつくりま す!	災害や犯罪などに対する地域の安全性 を高めます!	環境と調和したまちをつくりま す!	快適な暮らしを支える都市基盤を整えま す!	豊かな心と生きる力をはぐむ教育を 実現します!	誰もが愛着のもてるまちをつくりま す!
1 健康	3 行政運営	6 市民協働	9 農業	14 地域福祉	19 治山・治水	23 自然環境	27 市街地・景観	33 学校教育	36 歴史・文化財
011 健康づくりの推進	031 行政改革の推進	061 市民参画と市民協働の推進	091 農業生産基盤の保全	141 福祉の心の醸成	191 河川・ため池の保全・管理	231 自然環境の保全と活用	271 駅周辺地区の整備	331 幼児教育の充実	361 歴史・文化財の理解と意識の高 揚
012 保健サービスの充実	032 組織・人事管理の適正化	062 市民活動の支援	092 農業経営の確立	142 地域福祉推進体制の充実	192 雨水排水対策	232 里山文化の育成	272 市街地の整備	332 義務教育の充実	362 歴史・文化財の保存・活用
013 感染症対策	033 窓口サービスの向上	063 コミュニティ活動の支援	093 農地の活用	143 地域福祉施設の整備	193 治山対策	24 公園緑地・緑化	273 地域特性を活かした景観づくり	333 教育施設の整備・充実	363 歴史・文化のネットワークづくり
2 医療	034 消費者の保護・育成	7 市民交流	094 地産地消の推進	15 高齢者福祉	194 土石流・急傾斜地対策	241 公園の整備・管理	28 道路・橋りょう	34 社会教育	364 城下町地区の整備
021 地域医療の充実	035 電子自治体の推進	071 都市間交流の推進	10 商業	151 高齢者の生きがいづくりと社会 参加	20 防犯・交通安全	242 水と緑のネットワークの形成	281 幹線道路の整備	341 生涯学習機会の充実	37 文化
022 救急医療の充実	036 公共施設の整備・管理	072 国際交流推進体制の充実	101 魅力ある商業地の整備	152 高齢者福祉サービスの充実	201 交通安全意識の高揚	243 緑の創造と緑化の推進	282 生活道路の整備	342 生涯学習活動の支援	371 文化活動の振興
	037 広域行政・自治体連携の推進	073 国際交流活動の推進	102 中小事業者の育成	153 地域包括ケア体制の確立	202 交通環境の整備	25 環境衛生	283 安全な道づくり	343 生涯学習活動の活性化	372 新しい文化の創造と活動の支援
	4 情報共有	8 平和・共生	11 工業	154 介護保険サービスの提供	203 防犯体制・環境の整備	251 環境の保全と美化	284 橋りょうの整備	344 青少年の健全育成	
	041 情報の公開	081 平和活動の推進	111 中小企業の振興	155 介護保険サービスの提供	21 防災	252 地球環境保全の対策	29 公共交通	345 図書館の充実	
	042 広報・広聴活動の充実	082 男女共同参画の推進	112 工業用地の確保と企業誘致	156 地域における子育て支援	211 災害に強いまちづくり	253 公害対策の推進	291 鉄道の利便性の向上	35 スポーツ	
	5 財政運営	083 多文化共生の推進	12 観光	162 保育サービスの充実	212 防災体制の充実	254 し尿・生活排水の適正処理	292 バスの利便性の向上	351 スポーツの振興	
	051 財政運営の適正化		121 観光資源の整備・充実	163 子どもを育む環境整備	213 防災意識の高揚と防災組織の 育成強化	26 循環型社会	30 住宅・宅地	352 スポーツ指導者の育成	
	052 自主財源の確保・拡充		122 観光宣伝・情報発信の充実と誘 客対策	17 障害者(児)福祉	221 消防体制の整備・充実	261 ごみの適正処理	301 住宅・宅地の供給	353 スポーツ施設の整備・充実	
			123 観光推進体制の充実	171 障害者の自立と社会参加の推 進	222 消防体制の整備・充実	262 ごみの減量化とリサイクル	302 良好な住環境の形成		
			13 勤労	172 障害者福祉サービスの充実	223 予防対策の充実		31 上水道		
			131 雇用環境の向上	18 社会保障	223 救急・救助体制の充実		311 水道施設の整備と維持管理		
			132 勤労者福祉の充実	181 低所得者への支援			312 安全でおいしい水の供給		
				182 国民健康保険の運営			313 効率的な事業運営		
				183 国民年金の運営			32 下水道		
				184 福祉医療の充実			321 公共下水道の整備		
							322 公共下水道施設及び農業集落排 水施設の適切な維持管理		
							323 下水道事業の健全経営		

※今後6年間の重点施策の詳細については次ページを参照

3 重点施策（今後6年間に重点的に取り組む施策）

まちの将来像を実現するため、第5次犬山市総合計画では全分野を10の施策(まちづくり宣言)に分類した上で、112の施策全てを総合的に推進していますが、計画期間の後半において特に重点して取り組む、「3つの重点施策」を設定しました。

重点施策1 産業の活性化

「タイトル検討中」

まちの新たな魅力や活力を高めるため、産業の活性化は非常に重要です。市域全体で産業が栄えることで、「幸福を実感できるまち」が実現するものと考え、特に下記の施策を重点して進めます。

◆新たな交流拠点の形成(駅設置の可能性検討ほか公共交通の充実)

橋爪・五郎丸地区及び周辺において、市内外の人が交流し賑わいを創出する拠点の形成を目指します。また、公共交通の更なる充実のため、駅設置の可能性について検討します。

◆魅力ある商業地の整備

買い物や飲食の利便性が高まるような商業の活性化を図り、魅力ある商業地の整備に取り組めます。

◆地産地消を促進し犬山の特性を活かした施設誘致

新たな交流拠点の魅力を高めるため、犬山の特性を活かした商業施設について、民のチカラを活かした手法を研究し、誘致を図ります。

◆商業集積ラインの設定(買い物利便性向上)

幹線道路沿いに気軽に飲食や買い物ができるような商業施設の誘導を図ります。

◆企業誘致(工業団地の整備、雇用環境の向上)

地域の特性や強みを活かした優良企業の誘致を促進するとともに、地元企業の基盤強化を支援します。また、工業団地の整備や商業施設の誘致を推進することにより、雇用の場の確保や雇用環境の向上に努めます。

◆時代に合った農業の展開と活性化(農の新たな担い手育成)

農家の後継者の確保・育成や新規就農者の育成に努め、関係機関と連携した営農支援を通じ、若者・高齢者などを含めた農業の担い手を育成します。また、シルバー人材センターが取り組む農業の事業化について支援します。

◆インバウンドに対応する体制の充実(施設の連携・ネットワーク化等)

関係機関と連携し、観光地を結ぶ交通体系の整備を図ります。また、多様なメディアの活用により、積極的な情報発信に努めるなど、外国人観光客の誘致に向けた活動を進めます。

重点施策2 活躍の場づくり(学びと遊びのまち) 「タイトル検討中」

若者、女性、高齢者など、市民の誰にも「活躍の場」があることで、まちは更なる賑わいと活力を高めていくと考えます。また、地域の課題を地域の人々が解決しようとする取組みが進展することは、地域の繋がりを深め、活気に満ちたまちに繋がっていきます。

このため、様々な市民活動や起業を応援するとともに、「将来のまちづくりの担い手」育成に努めます。加えて、感性を豊かに育む学びや遊びの場と機会の創出を推進します。

◆地域課題を解決するための活動支援(市民活動・起業支援)

事業助成にとどまらず、市民自らが地域の課題解決に取り組む活動を支援します。加えて、それぞれの地域の実情に合い、地域の特色を活かしたまちづくりを展開する取組みを支援します。また、起業支援や社会的課題を解決しようとするソーシャルビジネスの支援を進めます。

◆感性を育む学びの場づくり(授業改善・犬山の特性を活かした学びのまち実現)

授業改善を進め、学び合いの授業を充実し、特色ある学校づくりを進めます。また、これからの時代を見据え、豊かな感性を育む学びの場づくりを進めます。

◆まちづくりの担い手育成(若者・女性・シニア)(市民活動支援)

「地域の賑わいを高めるためにこういうことがしたい」、「地域の課題を解決するための取組みを進めたい」、という「犬山で何かをしたい人」の活動を応援します。

◆まちづくりの担い手育成(若者・女性・シニア)(市民活動支援)

若者、女性、高齢者を始めとして、犬山を支え、豊かさをもたらす「まちづくりの担い手」育成を積極的に支援します。

◆人材バンクの構築・運用と「人・モノ等」のマッチング支援(豊富な地域資源(人・モノ)の活用)

様々な特技を持ち、多様な活動を行っている人・団体など、豊富な「人材」の情報を取りまとめるとともに、公共施設を始め、店舗、空き地、自然など、多様な地域資源を「活躍できる場」として設定します。

こうした「人」と「場」、「モノ」等のマッチングが円滑に進むような体制を整えることで、市域全体が「活躍の場」となり、更なる賑わいと活力の創出を進めます。

重点施策3 定住促進 「タイトル検討中」

「産業が栄え(重点施策1)」、「誰もが活躍できる場と機会(重点施策2)が整う」ことで、まちの魅力は更に高まります。加えて、下記施策を重点的に進め、多様な暮らし方を提案するなかで、犬山市に「住んでみたい」「住み続けたい」という人を増やし、「選ばれ続けるまち」となることを目指します。

◆既存ストックの活用(空き家、空き地、遊休農地、公共施設等)

市街化区域内の都市的低・未利用地や空き家、遊休農地、公共施設などを貴重な「地域の資源」として捉え、市民サービス向上や新たな活力創出に繋がるような取組みに役立てます。

◆地域ごとの交流の場形成(交流の機会と場づくり)

地域の様々な団体や人が共に未来を描き、郷土愛の醸成や地域で行い生活に必要なとされる事業等を行うための交流の機会と場づくりを促進します。

◆交通体系の充実(バス等公共交通の利便性向上)

地域にとって望ましい公共交通網の姿を、地域の実情に即した輸送サービスを組み合わせることにより、最適な公共交通ネットワークの形成を目指します。

◆子育て支援の充実(子どもを持つ喜びを)

地域における子育て支援を積極的に展開することにより、子どもを持つ喜びを感じることができ、子育ての不安を軽減し、誰もが安心して子育てができるような環境を確保していきます。

◆地域で支え合うまちづくり(高齢者・障害者福祉の充実)

高齢者、障害者にとっても安心して住み続けることができるような、暮らしやすいまちとしての取組みを充実していきます。

◆多様な住まい方の実現(町家、優良田園住宅等)

自然豊かな里山、歴史豊かな城下町など、犬山の特徴を活かしながら、それぞれの人にあった「多様な暮らし方」を提案して、「犬山で暮らしたい」という人を迎え入れることができるような取組みを進めます。

◆効果的な情報発信(見せ方・伝え方の工夫)

様々な手法や媒体を用いることにより、市内外に対し犬山市の魅力を効果的に発信できる体制を整えます。また、取組みを通じて「犬山ファン」拡大を目指し、市の魅力発信に携わる人を増やします。

◆災害に強いまちづくり(防災力の向上)

災害時においても安全・安心に利用できるよう、主要な道路や橋りょう、上下水道施設を始めとする都市施設の整備を進めます。また、市民一人ひとりが高い防災意識を持つことができるよう、防災訓練などの取組みを通じて防災力を向上していきます。

◆財政運営の適正化

「住み続けたいまち」であり続けるために、限られた財源の中で、より良い市民サービスを効率的かつ効果的に提供するとともに、中長期的な視点を持ち持続可能な財政運営に努めます。

4 まちづくり宣言別の取組方針

まちの将来像の実現に向けて、10 のまちづくり宣言に対応した基本施策及び各基本施策の基本的な方針（取組みの方向性）を示します。

宣言1 健康市民であふれるまちをつくります

心も体も健康を保ち、日々の暮らしをいきいきと生きがいをもって送れるよう、市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、人との交流など様々な活動を通して、自ら進んで健康づくりに取り組むことができる環境を整えます。

健康

市民自らの健康行動を促進するとともに、保健サービスや感染症対策を充実し、市民の健康の維持・増進を図ります。

医療

市民が安心して医療を受けることができるように、医師会との協力のもとで、地域医療体制や救急医療体制の充実を図ります。

宣言2 自主財源の確保に向けた行財政運営を進めます

事業の選択と集中、事業手法の改善など行政運営の効率化やコスト削減などの行政改革を進めるとともに、自主財源の確保を図り、健全で安定した財政基盤を確立することにより、地域の自立を図り、将来にわたって市民が暮らしやすい安定した自治体をつくります。

行政改革・行政運営

地方分権社会に対応する自立した市政を実践していくために、行政改革を継続的に実施するなど、効率的な行政運営を推進します。

情報共有

情報公開や広報・広聴の充実などにより、市民に対して市政情報を積極的に発信し、市民と行政との情報の共有化を推進します。

財政運営

中長期的な展望に基づき、適正な財源配分を行うとともに、自主財源の確保・拡充を図り、持続可能で健全な財政運営を推進します。

宣言3 市民と行政が一体となりまちづくりに取り組みます

市民の発意と工夫による小学校区単位を基本としたコミュニティ活動や市民が主体となった交流や活動を推進し、性別や年齢、国籍などの枠にとらわれない市民の市政への参画、市民と行政の協働によるまちづくりを積極的に進めます。

市民協働

市民に市政への参画を促すとともに、市民活動や地域活動を通じた市民の主体的な活動を支援し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進します。

市民交流

姉妹都市や友好都市などとの都市間交流や国際交流を促進し、市民が主体となった様々な交流活動の活発化を図ります。

平和・共生

平和都市宣言に基づく平和活動を推進するとともに、男女共同参画や多文化共生など、性別や言葉・文化の違いを問わずすべての人が共生できる地域づくりを進めます。

宣言4 まちににぎわいと活力をもたらす産業を盛り上げます

新たな工業用地の確保や企業の誘致を通じた工業振興、及び多くの来訪者でにぎわいをもたらす観光産業を一層推進するほか、商業、農業も含めた新たな担い手の育成と既存事業者の活性化を進め、まちを支え、さらなる活力をもたらす産業の確立を目指します。また、平成30年度の制定を目指している産業振興条例により更なる産業の活性化を進め、市内企業を積極的に応援します。加えて、暮らしの豊かさが高まり、まちのにぎわいや市内外に住む人の交流が促進されるような、新たな交流拠点の形成を図ります。

交流拠点

市民の活力増進に繋がるとともに、買い物の利便性向上を始めとした産業の活性化に資するような、新たな交流の拠点形成を目指します。

農業

農業生産基盤の保全や農地の活用を推進するほか、農業経営の安定化、地産地消の推進などにより、農業の振興を図ります。

商業

魅力ある商業地づくりを推進するとともに、既存の中小事業者の経営の合理化・安定化を支援し、商業の振興を図ります。

工業

既存の中小企業の経営の合理化・安定化を支援するとともに、新たな工業用地の確保や企業誘致を推進し、工業の振興を図ります。

観光

観光協会を中心に市民・事業者と連携し、既存の観光資源の整備・充実や宣伝・情報発信の充実など誘客対策を強化し、観光振興を図ります。

勤労

性別や年齢を問わずに誰もが働きやすい雇用環境を整備・確保するなど、勤労者福祉の充実を図ります。

宣言5 誰もが安心して暮らせるまちをつくります

・次代を担う子どもを生き育てやすく、また、子どもが健やかに成長でき、高齢者や障害者が生活の不安を感じることがないように、地域での支え合いを通じて、誰もがいつまでも安心して暮らせる環境を整えます。

地域福祉

市民一人ひとりの福祉意識の向上を図るとともに、地域の福祉活動を支える支援体制や施設の整備・充実を図ります。

高齢者福祉

高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進するとともに、高齢者が安心して暮らしを支える福祉サービスや介護保険サービスの充実を図ります。

子育て支援

子育て支援サービスや保育サービスを充実するなど、子どもを育む環境整備を推進し、安心して子育てができる地域づくりを進めます。

障害者(児)福祉

障害者の自立や社会参加を促進するとともに、障害者の安心した暮らしを支える福祉サービスの充実を図ります。

社会保障

国民健康保険や国民年金の適正な運営を図るとともに、生活保護制度や福祉医療制度を適切に推進し、市民の安心した生活を支える社会保障を確保します。

宣言6 災害や犯罪などに対する地域の安全性を高めます

コミュニティ活動など地域が一体となった取組みを推進するとともに、自然災害や犯罪、交通事故など市民生活を脅かす不安の解消を図るため、都市環境を整備、充実し、周辺市町との広域的な連携も図りながら、消防や救急、救助、医療などの安全体制を強化します。

治山・治水

集中豪雨などの災害から市民生活を守るため、河川・ため池の保全・管理や雨水排水対策を計画的に行うとともに、県との連携により、治山対策や土石流・急傾斜地対策を推進します。

防犯・交通安全

防犯や交通安全に対する市民の意識やモラルを啓発するほか、交通環境や防犯体制を整備するなど、安全な地域づくりを進めます。

防災

都市施設の耐震化など災害に強いまちづくりを進めるとともに、市民一人ひとりの防災意識の啓発や地域の防災体制の充実を図るなど、総合的な防災対策を推進します。

消防・救急

火災や災害など緊急時における的確な対応を実施するため、消防・救急・救助・予防の各分野における組織や人員、備品・機器などの整備・充実を図ります。

宣言7 環境と調和したまちをつくります

市民一人ひとりが自然とふれあうことでその大切さを認識し、豊かな緑や水辺環境、希少な動植物を大切に守っていくとともに、ごみの減量化や資源のリサイクルを進めるなど、環境への意識を高め、地球にやさしい取組みを進めます。

自然環境

東部丘陵や木曽川をはじめとする豊かな自然環境と調和した里山の保全と里山文化の創造を通して、自然を身近に感じられるまちづくりを進めます。

公園緑地・緑化

公園・緑地の整備や適切な維持管理、施設相互のネットワーク化を形成するとともに、まちの緑化を推進し、緑豊かな潤いのある地域づくりを進めます。

環境衛生

地球規模での環境問題への対応から地域の環境対策まで、市民一人ひとりの環境意識を啓発するとともに、環境の保全や美化、公害対策などの取組みを推進します。

循環型社会

ごみの減量化やリサイクルを推進するとともに、適正な処理を行うことにより、排出されたごみを資源として利用する資源循環型社会の構築を図ります。

宣言8 快適な暮らしを支える都市基盤を整えます

・生活の基盤でありまちづくりの基本的な要素である道路や上下水道などの計画的な整備による機能充実と、良質な住環境の確保に向けた住宅施策の展開や公共交通の充実を図るなど、快適な生活空間の実現に向けた環境整備を進めます。

市街地・景観

市民の暮らしを支え、生活の豊かさの向上を図るため、計画的な土地利用に基づき、駅周辺地区の整備や土地の有効活用を推進します。

道路・橋りょう

都市の骨格となる幹線道路や橋りょうの整備を推進するとともに、安心・安全な市民生活を支える生活道路の整備を推進します。

公共交通

鉄道やバスなど公共交通網の整備と利便性の向上を図り、自動車を利用しなくても快適に移動することができる地域づくりを目指します。

住宅・宅地

既存住宅地における住環境の向上や住宅団地の開発を適切に誘導するとともに、市営住宅の有効活用を図り、安心して住み続けられる住まいづくりを推進します。

上水道

安全でおいしい水を市民に安定的に供給するため、水道施設の整備や維持管理を行い、効率的な事業を運営します。

下水道

生活環境の改善と公共用水域の保全を図るため、公共下水道や農業集落排水の整備や維持管理を推進するとともに、整備完了区域では接続を促進し、事業を健全に経営します。

既存ストック

市内の空き地、空き家、企業の遊休資産、遊休農地、自然、公共施設、人、などを貴重な資源として捉え、効果的かつ効率的な活用の手法等を検討することにより、更に魅力が高まるようなまちづくりを進めます。

宣言9 豊かな心と生きる力をはぐくむ教育を実現します

平成28年度に策定・制定した「犬山市教育大綱」「犬山市教育委員会基本条例」に基づき、地域、家庭、学校の連携を深め、特色ある学校教育を推進し、地域社会から国際社会まで幅広い舞台で活躍できる人材を育成するとともに、生涯学習やスポーツ活動などを通じて、市民の豊かな心と生きる力を育みます。

学校教育

学校や幼稚園、家庭、地域の連携により、子どもたちの豊かな心と基礎学力を育む学校教育を推進します。

社会教育

市民の学習ニーズに対応した生涯学習機会の提供や学習活動の支援を行うとともに、図書館をはじめとした地域の生涯学習推進体制の充実を図ります。

スポーツ

市民が気軽にスポーツに参加できる機会の提供や指導者の育成など推進体制の充実を図るとともに、体育館などの施設を整備し、スポーツ振興を推進します。

宣言10 誰もが愛着のもてるまちをつくります

・歴史や伝統文化、自然などの郷土の資源を大切に守り育て、後世に継承していくことで、子どもからお年寄りまで、市民一人ひとりがまちへの誇りと愛着を持ちつづけるとともに、市外在住の方にも魅力を伝えることのできるまちを創造します。

歴史・文化財

犬山城や城下町をはじめとする歴史や文化財に対する市民の意識を啓発するとともに、計画的な保存や活用、施設を拠点とした歴史と文化のネットワーク化などにより、魅力の向上を図ります。

文化

市民が気軽に文化に触れることができる機会の充実や市民が主体となった文化活動の支援を推進し、犬山らしい文化の振興と創造を図ります。